

以下情報を更新しました。

[2019/5/27] P.2「申請要件」及びP.3「応募書類」

国際交流基金アジアセンターとの連携プログラム 日本語パートナーズ派遣事業 募集要項



立命館アジア太平洋大学
アカデミック・オフィス
(2019年5月27日 第3版)

日本語パートナーズ派遣事業について

主旨

幅広い世代の人材をアジアの、主として中等教育機関に派遣し、現地日本語教師と学習者の日本語学習の「パートナー」として、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、アジアの日本語教育を支援します。同時に、“日本語パートナーズ”自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアと日本の架け橋となることを目標とします。

(「日本語パートナーズ」URL より: <http://jfac.jp/partners/overview/>)

大学推薦プログラムについて

国際交流基金と協定を締結した大学等(以下、「協定校」という)が、“日本語パートナーズ”として特に適性のある学生を推薦するプログラムです。学内選考を通過した学生は、各協定校から「推薦状」を交付され、被推薦者として基金の選考に応募することができます。

活動内容

現地との協議を通じて決定しますが、予定されている主な活動は以下の通りです。

1. 現地日本語教師が行う授業への協力
2. 授業の教材作成等への協力
3. 授業や課外活動における生徒との交流(日本語での会話、文化活動への協力等)
4. 派遣先の国際交流基金海外拠点が実施する日本語教育事業への協力
5. その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等(「日本語パートナーズ」URL より: http://jfac.jp/partners/apply/guideline_h2804/)

求める人材像

“日本語パートナーズ”は、留学や海外旅行とは異なり、現地日本語教師や学習者のパートナーとして活動します。派遣先の方々と協力しながら活動を行なうことが求められるとともに、“日本語パートナーズ”として公的な活動を行なうために派遣されていることを十分にわきまえ、自覚と責任をもって活動できることが非常に大切です。

また、言葉はもちろん、宗教や習慣等も異なる生活環境では、お互いの考え方の相違や困難に直面することもあります。現地の生活や行動様式、文化を学ぼうとする好奇心に加え、謙虚な姿勢かつ前向きに問題解決に取り組める人物が望ましいです。

- (1) 留学や海外旅行と異なり、公的な活動を行なう立場であることを十分にわきまえている
- (2) 派遣先国への関心および基本的な知識を有している
- (3) アジアの人たちとの交流・コミュニケーションに情熱をもっている
- (4) 現地の先生のサポート役として活動ができる
- (5) 厳しい環境の中でも生活できるバイタリティ・柔軟性・チャレンジ精神がある
- (6) 自助努力の精神、自覚と責任を持ち行動できる
- (7) アジアの社会、文化を学ぼうとする好奇心と謙虚さがある

応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、アジアと日本の架け橋となる志をもっていること
- (2) 現地の一般的な水準の生活環境(住居、暮らしぶりなど)に対応できること
- (3) 2019年12月16日(月)時点で、満20歳から満39歳であること
- (4) 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- (5) 応募時に協定校の学部または大学院に在籍していること
- (6) 日常英会話ができること(英語で最低限の意思疎通が図れる程度)
- (7) 国際交流基金が指定する派遣前研修全日程(合宿形式)に参加できること
- (8) SNS、ウェブサイト等を活用して本事業の広報や活動についての情報発信に協力できること
- (9) 基本的なパソコン操作ができること(Eメールの送受信、簡単な文書や資料の作成等)

- (10) 過去に“日本語パートナーズ”として派遣された経験がないこと
- (11) その他、本要項に記載の学内選考の要件を満たしていること。

【以下に該当する方は、応募前に APU 申請窓口(アカデミック・オフィス)へ申し出てください。】

- ◆ 重国籍、または国籍留保の届出をしている方
- ◆ 2019年12月以降も有効な本邦以外の滞在資格、査証を所持している方
- ◆ 障害やLGBT等の理由により、応募・選考・派遣前研修および本事業の活動や赴任地での生活に何らかの配慮が必要と思われる方
- ◆ 公用旅券の発給を受けている、または、今後受ける予定の方

派遣前研修及び参加費用について

- ◆ 派遣前研修は、現地の生活、活動に必要な現地語の修得、及び任地情報、現地日本語教師への協力方法などの知識を身につけるためのものです。1ヶ月間の合宿形式で行なわれ、すべての研修プログラムを修了しなければなりません。
- ◆ 国際交流基金は、滞在費(月額12万円程度)、往復航空券、赴任中の国内交通費、赴任中の支度料、教材・教具の支給・貸与、現地語研修手当を支給します。また現地住居も提供されます。(詳細は p. 5-6 の待遇を参照)

APU から推薦するプログラムについて

在学派遣プログラム (単位付与有) 【インドネシア14期】

- ◆ APU 学内で定めた募集期間に申請した学生に対して、APU が審査を行い、推薦者を決定します。国際交流基金は APU からの推薦を受け、面接等の選考の上、派遣者を最終的に決定します。
- ◆ インドネシア 14 期には、休学して一般応募することはできません。インドネシア 14 期に参加したい場合は、必ず今回募集する APU 推薦枠で申請してください。

募集ガイダンス

- ◆ 1 回目 2019 年 5 月 15 日(水) 4 限目 14:15- (場所: F208)
- ◆ 2 回目 2019 年 6 月 12 日(水) 5 限目 16:05- (場所: F208)
- ◆ 3 回目 2019 年 6 月 18 日(火) 5 限目 16:05- (場所: F208)
- ◆ 募集ガイダンスへの参加は、申請するにあたり必須ではありません。授業と重複する場合、授業への出席を優先させてください。募集ガイダンス以外でも、アカデミック・オフィスにてご質問にお答えします。

1. 日本語パートナーズ 在学派遣プログラム 募集概要

募集プログラム:	日本語パートナーズ インドネシア 14 期
申請要件:	<ul style="list-style-type: none"> ◆ P. 1 の応募要件を満たすこと。 ◆ <u>満 20 歳から満 39 歳であること (2019/12/16(月)時点)</u> ◆ 申請時から派遣終了まで(2020 年度春セメスター～2021 年度春セメスター(2019/5/27 更新))、APU に在学していること。 ◆ 2021 年度春セメスターに、卒業該当セメスター生でないこと。
推薦人数	12 名
派遣前研修 *インドネシア 13 期 と合同で実施。	<p>期間: 2020 年 2 月 16 日(日) - 3 月 14 日(土) (予定)</p> <p>研修場所: 立命館アジア太平洋大学</p> <p>宿泊: AP ハウス*</p> <p>*すでに AP ハウスに在住している場合も、国際交流基金が準備する別室で生活して頂きます。すでに在住している学生のうち、内定後に 2020 年度春セメスターもハウスへの残留を希望する場合は、事前にアカデミック・オフィスまでご相談ください。</p>

派遣期間:	2020年8月頃～2021年3月頃(予定)	
帰国報告会	派遣期間終了後2ヶ月以内に基金とAPUが実施するそれぞれの帰国報告会に参加(必須)	
科目名	特殊講義(言語教育科目) 【開講言語:日本語】	
単位数	上限16単位 (「特殊講義(言語教育科目)」2単位×8科目分)	
成績評価	P/F評価(2020年度秋 semester 科目)	
担当教員	石村 文恵(言語教育センター)	
学籍状態	通常(2019年度春 semester～2020年度秋 semester) ◆ プログラム参加中、semesterは進行します。 ◆ 派遣中も授業料の支払が必要です。	
学内募集日程	募集期間	5月15日(水)～6月19日(水)
	説明会	5月15日(水)4限目(14:15- 場所 F208) 6月12日(水)5限目(16:05- 場所 F208) 6月18日(火)5限目(16:05- 場所 F208)
	応募用紙提出締切	6月19日(水)16:30 [提出先]アカデミック・オフィス
	応募用紙以外の書類締切	6月26日(水)16:30 [提出先]アカデミック・オフィス
	面接 (APU学内)	6月24日(月)～6月26日(水) ※授業が無い時間の予定は空けておいてください。
	推薦決定	6月28日(金)
基金での選考	面接(東京、または大阪) (※詳細は7/26までに本人に通知)	8月6日(火)～8日(木) *授業との重複に特別配慮はありません。
	選考結果通知	2019年8月16日(金)に本人に通知

申請方法

アカデミック・オフィス(B棟1階)内の提出BOX[4番]に期日(6月19日(水)16:30)までに応募用紙を投函し、6月26日(水)16:30までに必要な全ての書類を提出すること。

提出物

※印の書類については、アカデミック・オフィスHPまたはCampus Terminalに掲載している「日本語パートナーズ募集」に関するメッセージに添付された所定書式をダウンロードしてください。

書類	注意・備考	提出期限
応募書類チェックシート (2019/5/27 追記)	記入の上、以下4点の応募書類の一番上に添えて提出してください。	6月19日(水)16:30
応募用紙※	データ入力・手書きは問いません。	6月19日(水)16:30
在学証明書(日本語)1通	スチューデント・オフィス前 or ライブラリーの自動発行機で発行。	
健康診断個人票※	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式に従い、各自医療機関で受診してください。 APUの定期健康診断の内容とは異なります。必ず受診してください。 万一、提出期限までに提出することが難しい場合は、6/19(水)16:30までにアカデミック・オフィスに相談してください。 	6月26日(水)16:30
健康自己申告書※		

◆ 「健康診断個人票」、「健康自己申告書」について

別府市では以下の2機関で受診が可能です。

名称	住所 / HP など
大分県厚生連健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 大分県別府市大字鶴見4333番地 平日のみ 受付は8:00～10:00 APUヘルスクリニックを通して予約が可能。(事前に検診内)

	<p>容をお伝えできますので、受診と健康診断個人票の受取がスムーズになります。)</p> <p>・ http://www.ok-kenkou.com/</p>
OHC 大分総合検診センター	<p>・ 大分県別府市北石垣深町 851</p> <p>・ 平日午後や土曜日を受診可</p> <p>・ 事前の予約が必要</p> <p>・ http://www.ohc-oita.jp/</p>

<応募の際の注意事項>

- ① 応募用紙の1~2ページについて枠内に書き切れない場合には、適宜別紙（A4用紙1枚程度）を作成してください。3~4ページについては行を増やしたり減らしたりせず、指定範囲内に収まるように作成してください
- ② 戸籍上の氏名を記入してください。（ただし、お送りする書類は常用漢字にさせていただく場合があります。）
- ③ 提出書類一式は返却しませんので、必ず応募者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいてください。
- ④ 提出書類作成、健康診断の受診費用等はすべて応募者の負担とします
- ⑤ 健康診断個人票および健康自己申告書の記載漏れが散見します。〇なども付け忘れないようにしてください。

<国際交流基金による面接>

① 国際交流基金による選考（面接）

応募者全員に対して面接が行われます。日時と場所については国際交流基金が指定し、7月26日（金）までに応募者本人にメール連絡があります。

日時： 2019年8月6日（火）~8日（木）のいずれかの日時（1時間程度）

場所： 国際交流基金（東京都新宿区）または大阪市内（会場未定）

※交通費は支給しません。

※日時・場所の指定・変更はできません。

② 選考結果通知

可否に関わらず、2019年8月16日（金）までに、国際交流基金より、面接受験者全員に選考結果が送られます。（メールおよび文書）

<推薦後の流れ>

内定

- ① 選考終了後、内定候補者に対して内定通知を行います。その際、「意思確認書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します。（一週間以内にご返送頂きます）
- ② 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、様々な渡航手続きを開始します。渡航手続きでは、個人事項証明書（戸籍抄本）や各種書類、証明写真等の提出や派遣にかかる文書のやり取りを行います。
- ③ 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、基金からの書類送付先は国内に限ります。
- ④ 内定者には、派遣前研修開始までに派遣地や派遣先機関に関する情報を提供します。いずれも国際交流基金及び基金海外拠点等が決定し、内定者が選ぶことはできません。
- ⑤ 派遣先機関によっては、以下の能力・経験等を考慮して配置する場合があります。
 - ・ 現地語ができる方
 - ・ 仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験がある方

- ・日本語教育の知識や経験がある方

派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活、活動に必要な現地語の習得、及び任地事情、現地日本語教師への協力方法などの知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、また、すべての研修プログラムを修了しなければ、“日本語パートナーズ”としての派遣は行いません。

日程：2020年2月16日(日)～3月14日(土)(予定)

場所：立命館アジア太平洋大学（大分県別府市）

- ◆ 国際交流基金は、研修所までの往復旅費(日本国内の移動のみ)を支給し宿泊施設、食事を提供します(もしくは食費の一部補助額を支給)。当該経費以外の費用については自己負担となります。

海外派遣に関する学籍・単位の取り扱い等について

学籍状態	<ul style="list-style-type: none"> ・「通常」 ・セメスターが進行します。 ・通常の学費を支払う必要があります。 ・派遣期間中は、APUの他の科目を履修することはできません。
単位	<ul style="list-style-type: none"> ・上限「16単位」 ・「特殊講義（言語教育科目）」が16単位付与されます。 (2020年度秋セメスターの登録科目として)
実習期間中の提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金が指定する報告書。 ・大学に提出する週間・月次レポート、報告書など。
派遣前研修	<ul style="list-style-type: none"> ・APUで実施されます。 ・APU独自の派遣前研修も実施されます。
帰国報告会	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金が実施する帰国報告会に出席してください。 ・APUが実施する帰国報告会への出席も必須です。

待遇

国際交流基金の規程に基づき滞在費、往復航空券、旅費等の支給と住居の提供を行います。

(1) 滞在費

月額120,000円程度(所得税引後)

- ◆ 2018年度の実績となります。2019年度については現在調整中です。
- ◆ 派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて国際交流基金が定めた額です。
- ◆ 国際交流基金の規程が改定された場合、滞在費の額が増減することがあります。
- ◆ 滞在費は源泉徴収の対象となります。

(2) 住居提供

国際交流基金が住居を提供

- ◆ “日本語パートナーズ”が手配したり、選択したりすることはできません。
- ◆ 住居賃料は基金が負担します。
- ◆ 光熱費、通信費等は“日本語パートナーズ”が滞在費から支弁することになります。

(3) 往復航空券

日本と任地の往復航空券(ディスカウントエコノミークラス)を支給。

(4) 赴帰任の際の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの交通費（順路直行）を支給。

(5) 赴帰任の際の支度料等

支度料（赴任時のみ）、移転料等を支給。

6) 業務に必要な教具等

国際交流基金が業務上必要と認める教材、機材は基金が用意し現物支給、もしくは貸与。

(7) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として、月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として、実費を支給。

(8) 海外旅行保険

基金が以下の補償内容の海外旅行保険への加入を手配します。

傷害死亡保険金 最高 5,000 万円

傷害後遺障害保険金 最高 5,000 万円

治療・救援費用保険金 最高 5,000 万円

疾病死亡保険金 最高 3,000 万円

- ◆ 既往症（出発前にかかったことのある病気・けが）、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病にはこの保険は適用されません。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。
- ◆ 国際交流基金は保険会社から実際に支払われる補償額を超える措置はできません。
- ◆ APU からの推薦を受け、内定をした場合、派遣前研修時に任意保険として案内される賠償責任、携行品損害保険に必ず加入して頂きます。

(9) 赴任前の予防接種費用

赴任前に摂取したワクチンの接種費用を一部補助

- ◆ 派遣前研修中に医療機関による予防接種を受けることも可能です。

注意事項

1. 内定から赴任までの留意事項

以下に該当する場合には、内定取消しまたは派遣中止とする場合があります。

- (1) 内定から本邦出発日までの間に、病気、怪我及び体調不良等により派遣先での業務が困難と国際交流基金が判断した場合
- (2) 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に対する適性が不十分であると基金が判断した場合
- (3) 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合

2. “日本語パートナーズ”の義務と派遣条件

“日本語パートナーズ”は、以下の義務と派遣条件を守らねばなりません。

- (1) 国際交流基金の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国、地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の趣旨に専念し、滞在を他の目的（宗教的あるいは政治的目的等）に利用しないこと
- (5) 派遣期間中は国際交流基金の許可なくして派遣先国を離れないこと
- (6) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後 2 ヶ月以内に行われる帰国報告会に参加すること

(7) 期日までに活動報告書を提出すること

3. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

4. 個人情報に関して

- (1) 国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）ほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取組については、国際交流基金ウェブサイト「個人情報保護への取り組み」（<https://www.jpff.go.jp/j/privacy/>）をご覧ください。
- (2) 派遣事業実施のため、“日本語パートナーズ”の氏名、性別、生年月日、自宅住所、略歴、所属機関、派遣前研修期間等に関する情報を、派遣先機関、派遣先の日本大使館、関連各公館及び日本国外務省等関係機関に提供します。
- (3) 採否審査のため、提出書類を外部有識者等に提供することがあります。
- (4) 提出書類に記入のある連絡先に、他の国際交流基金事業についてご案内をお送りすることがあります。
- (5) “日本語パートナーズ”の氏名、性別、所属機関、派遣期間等に関する情報により統計資料を作成し国際交流基金年報、事業実績、ウェブサイト等に掲載するために利用します。
- (6) 本事業広報及び事業報告のために、“日本語パートナーズ”の写真、動画等をウェブサイトや SNS 等の媒体に掲載することがあります。
- (7) 上記以外の理由で応募時の提出書類にある個人情報を使用することはありません。

5. 授業と面接日等の重複について

APU からの推薦後、国際交流基金によって行われる東京あるいは大阪での面接は、公欠扱いにはなりません。授業と面接日程等の日本語パートナーズに関わるものが重複する場合でも、特別な配慮はありませんのでご注意ください。

日本語パートナーズ事業に関する問い合わせ先

【学内選考に関わる問い合わせ】

- ◆ アカデミック・オフィス B 棟 1 階
- ◆ TEL 0977-78-1101 / FAX: 0977-78-1102
- ◆ 担当者: アカデミック・オフィス 三輪、伊東 (Email: hi-miwa@apu.ac.jp)

【その他の問い合わせ】

国際交流基金アジアセンター日本語事業第 2 チーム
〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-16-3
電話 : 03-5369-6136
E メール : nihongopartners@jpf.go.jp